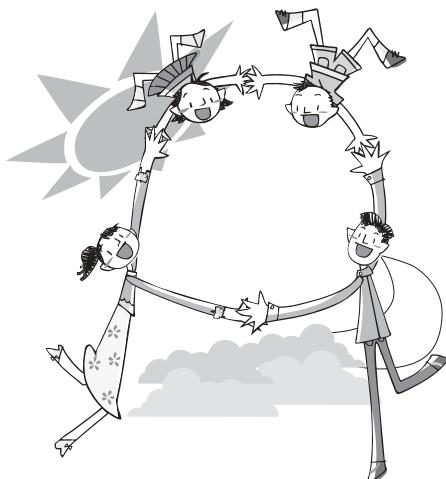


国民健康保険税の税率改定のお知らせ

**4月から国民健康保険税の
税率が変わります。**

神埼市国民健康保険運営協議会の答申
および、3月定例市議会の審議を経て、
4月分から税率を改定することになりました。

主な内容は、後期高齢者医療の創設に
伴い、国民健康保険税の医療分を医療分
と後期高齢者支援金分に分け、税率を下
げる表のとおり改定しました。
なお、納付方法に特別徴収（年金天引き）
を新設しました。



〈現 行〉

| 項目 | 医療分 | 介護分 (40~64歳) |
|-----|---------|-----------------|
| 均等割 | 30,000円 | 9,400円 |
| 世帯割 | 25,000円 | 5,400円 |
| 所得割 | 10.5% | 2.2% |



| 項目 | 医療分 | 後期高齢者 支援金分(新設) | 介護分 (40~64歳) |
|-----|---------|-------------------|-----------------|
| 均等割 | 24,000円 | 6,000円 | 9,400円 |
| 世帯割 | 32,000円 | 8,000円 | 5,400円 |
| 所得割 | 9.6% | 2.4% | 2.2% |

○平成20年4月から特別徴収（年金からの天引き）による納付が始まります。

| 対象となる方 | 納付方法 | 注 意 点 |
|--|------|---|
| 以下のすべてに当てはまる世帯の世帯主 ●国民健康保険に加入している全員が65歳以上75歳未満の世帯 ●世帯主の年金が18万円以上 ●国民健康保険税と介護保険料の合計が年金額の2分の1以下 | 特別徴収 | <ul style="list-style-type: none"> 前年の所得が確定してから年間の保険料を算定するため、年度の途中で納付額が変更になることがあります。 4月上旬に納付内容をお知らせします。 |
| 上記以外の世帯主 | 普通徴収 | <ul style="list-style-type: none"> 納付書または口座振替で納付してください。 6月上旬に納付内容をお知らせします。 |

〈納付方法〉

| 対象 納付月 | 特別徴収の方 (年金天引き) | 普通徴収の方 (納付書または口座振替) |
|-----------|-------------------|------------------------|
| 4月 | 【第1回】仮徴収 | |
| 5月 | | |
| 6月 | 【第2回】仮徴収 | 第1期 |
| 7月 | | 第2期 |
| 8月 | 【第3回】仮徴収 | 第3期 |
| 9月 | | 第4期 |
| 10月 | 【第4回】本徴収 | 第5期 |
| 11月 | | 第6期 |
| 12月 | 【第5回】本徴収 | 第7期 |
| 1月 | | 第8期 |
| 2月 | 【第6回】本徴収 | 第9期 |
| 3月 | | 第10期 |

※□は、本算定により計算した金額です。

※仮徴収がある場合、前々年の所得で計算した保険料を徴収します。本算定で差額が発生した場合、本徴収で調整します。

**保険税の納付には、
口座振替がおすすめです！**

〈口座振替のメリット〉

- 納め忘れの心配がありません
- 毎年継続されます
- 納付のたびに納めに行く必要がありません

口座振替の手続きは簡単です！

「預金通帳」「通帳届出印」をご持参のうえ、
市役所または、市指定の金融機関で手続きがで
きます。

◎問い合わせ先

| | | |
|---------|-------|----------|
| 神埼市役所 | 市民課 | ☎37-0115 |
| 千代田総合支所 | 市民福祉課 | ☎44-3071 |
| 脊振総合支所 | 市民福祉課 | ☎59-2111 |